

令和4年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	38,943	戸
(2) 年間配水量	12,751,000	m ³
(3) 一日平均配水量	34,934	m ³
(4) 主要な建設改良事業	老朽管路更新事業	
	1,036,773	千円
	浄水場施設再構築事業	
	6,579,307	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益	2,528,604	千円	
第1項 営業収益	2,044,744	千円	
第2項 営業外収益	483,858	千円	
第3項 特別利益	2	千円	

	支	出	
第1款 水道事業費用	1,646,801	千円	
第1項 営業費用	1,602,967	千円	
第2項 営業外費用	40,510	千円	
第3項 特別損失	224	千円	
第4項 予備費	3,100	千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,157,204千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額95,334千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額119,522千円、当年度分損益勘定留保資金585,251千円、建設改良積立金940,214千円及び繰越利益剰余金処分額416,883千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入	5,945,305	千円	
第1項 企業債	3,494,100	千円	
第2項 負担金	62,610	千円	
第3項 補助金	2,388,595	千円	

	支	出	
第1款 資本的支出	8,102,509	千円	
第1項 建設改良費	7,859,448	千円	
第2項 企業債償還金	243,061	千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期 間	限 度 額
弥彦村水道施設運転管理業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	66,044千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
浄水場施設再構築 事業	3,494,100千円	普通貸借	1.5%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金等について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	40年以内(うち据置5 年以内)の年賦又は半 年賦とし、元金均等又 は元利均等の方法によ り償還する。 ただし、財政の都合に より据置期間中であつ ても繰上償還をし、償 還年限を短縮し、又は 低利債に借り換えるこ とができる。
計	3,494,100千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 203,205 千円

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金のうち416,883千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 建設改良積立金 416,883 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、16,527千円と定める。

令和4年2月22日 提出

燕・弥彦総合事務組合
管理者 燕市長 鈴木 力